

ドメスティック・バイオレンス (DV) および デート DV に関する青年期学生の認識

高山直子¹⁾・安野恵実子²⁾・久保幸子¹⁾・松尾恭子¹⁾・栗本佐知子¹⁾

On the Knowledge of Adolescents about Domestic Violence (DV) and Dating Violence

Naoko TAKAYAMA, Emiko YASUNO, Sachiko KUBO, Kyoko MATUO,
and Sachiko KURIMOTO

ABSTRACT

Purpose: The purpose of this study is to clarify the knowledge of adolescent college students related to domestic violence and dating violence.

Method: The survey was performed with an unsigned questionnaire answered by 455 adolescent students.

Results: As for their knowledge of the issues, out of 175 nursing students, 169 (96.6%) know about domestic violence and 142 (81.1%) know about dating violence. 118 students (65.2%) got the knowledge in schools and lectures and 36 (19.9%) on the Internet (multiple answers). As for 'violence', 129 (15.1%) recognize it as 'force and control' and 117 (13.7%) as 'psychological abuse'. Regarding 'no violence', 118 (19.8%) recognize it as 'respect and empathy', 115 (19.3%) as 'equality and fairness (multiple answers)'. Out of 455 students, 33 (25.0%) have directly heard or seen DV and /or dating violence.

34 (7.5%) have ever committed violence to their romantic partner and 37 (5.1%) have been the victims of dating violence. The main causes of assault and victimization were very similar: 'insulting by words' and 'trying to stop the partner dating with others' (multiple answers).

KEYWORDS: Domestic Violence, Dating DV, Batterer, Adolescent Student

I. はじめに

男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を担うべき社会である(男女共同参画社会基本法第2条, H11)¹⁾。男女共同参画社会を実現するためには、男女の人権の尊重、役割分担意識の固定化をなくすことや家庭生活における活動と他の活動等両立等の5本柱を定めている¹⁾。男女が均等に社会参加を行う対等な関係の社会は、家庭内外における暴力的関係の発生の減少に影響があると考えられる。内閣府男女共同参画局によると、「ドメスティック・バイオレンス, Domestic Violence (以降 DV) は、明確な定義はない」が日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者

から振るわれる暴力」²⁻³⁾という意味で使用されることが多い。デート DV について伊田は⁴⁾、特に恋愛関係における二者のあいだ(別れた恋人を含む)の支配、被支配関係、虐待状況、主体性の侵害と定義した。DV における加害者は、暴力容認意識によって、配偶者またはパートナー、交際相手に対する力と支配により、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力のみならず様々な暴力をふるうことである。また、DV を防止するための方策として国は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法, H13)⁵⁾ を公布している。被害者が、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、被害者からの申し立てにより裁判所が配偶者に対して保護命令を

発することができる。保護命令には、「被害者への接近禁止命令」、「被害者の子または親族等への接近禁止命令」、「退去命令」、「電話等禁止命令」がある。また、ストーカー行為やつきまとい等が規制の対象となるストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法、H22）⁶⁾が施行され被害防止の援助が受けられるようになっている。

Lundy Bancroft は⁷⁾、虐待する加害者のメンタリティや行動を理解するための否定や歪みの実体を明らかにしている。Nora Kohri は⁸⁾、日常にある小さないやがらせや、いじめ、暴言などを含む精神的な虐待をモラル・ハラスメントで、英語の verbal abuse, emotional abuse に当たると定義し、被害者を支配するための暴行の手段を述べ、愛とは傷つけるものではないと DV の相談事例を紹介している。また、Lundy Bancroft は⁹⁾、加害者の特徴を述べ加害者としての親が、子どもや家族機能に及ぼす影響の重大性を示している。

一方、増井は¹⁰⁾ DV 被害者支援においては、DV 被害者が暴力関係からの「脱却」を決意するプロセスは、被害者が現状への意味と気づきを再形成することであると述べている。また、泉川は¹¹⁾、女性被害者支援について、当事者の体験からみた DV 被害状況、孤立する被害者を支える援助の重要性を指摘している。さらに、DV 被害者支援機関における現状から、女性被害者には特徴的な症状が出現していることを指摘し、看護職が女性被害者に対して行う支援は、うつ症状、不定愁訴が多い点を理解し、声をかけることであり支援の一步につながる看護の重要性を述べている。大学生におけるデート DV に対する認識の調査では、塩田ら¹²⁾によると、医学部、歯学部の学生はデート DV を「知らない」10.3%である。デート DV の被害経験は、全体では36.3%であり、束縛などの DV についての認知の低さを指摘している。デート DV に焦点を当てた文献には、赤澤¹³⁾による親密な二者関係の暴力に関するものや藤田¹⁴⁾によるデート DV に影響する諸要因の研究、赤澤¹⁵⁾によるデート DV における暴力の構造がある。また、上野ら¹⁶⁾は、大学生の性に対する態度のデート DV への影響などを明らかにしてい

る。林¹⁷⁾によると性暴力被害者支援として、看護職の認知や学びの機会の必要性があること指摘している。しかし、DV に関連する授業は、看護専門科目において成人看護学概論において教科書に沿って実施しているが、具体的な DV 被害者支援講座等は開設されておらず十分とは言えない。

本研究では、配偶者間暴力である DV、恋人間暴力であるデート DV に焦点を当て、青年期学生の DV・デート DV に対する認識を明らかにすることを目的とする。

キーワード ドメスティック・バイオレンス (DV)、デート DV、DV 加害者、青年期学生

II. 研究方法

1. 研究デザイン、方法

研究デザインは、因子探索型研究デザインで、研究方法は、自記式無記名質問紙調査法とした。

2. 調査手順、調査対象者

調査方法は、自記式無記名質問紙調査法で、調査対象者は B 大学看護学部学生と C 工業高等専門学校の学生のうち協力を得られた455人とした。授業におけるパワーが働かないようにするために、授業時間外に学生への調査協力を呼びかけ、研究協力は自由意思とし、成績評価に関与しないことと協力しなくても自由である旨を説明し、調査票を配布し回収箱にて回収することとした。

3. 研究期間

研究期間は、倫理審査承認後より令和元年3月31日迄とした。

4. 主な調査内容

調査内容は、DV・デート DV の認知の有無、DV・デート DV の暴力についておよび暴力をしないことの認識、身近で DV・デート DV を見たり聞いたりしたことがあるか、DV・デート DV を受けた、またはした経験についてであった。調査票の評価基準は、①知っている、②まあまあ知っている、③よ

く知らないとした。また、該当する記号の選択および複数回答可とした。データは、人数と割合を算出し分析した。データ分析方法は、SPSS V20にて集計を行い質問紙調査項目に沿って、実数、割合(%)、平均値、標準偏差(SD)を算出し単純集計を実施した。

5. 用語の操作的定義

DVは、配偶者間暴力ともいわれるが、本稿では、男女間において発生する暴力をいう。

デートDVは、実際相手暴力または、結婚前の恋人間の暴力のことをいう。

DV加害者は、暴力容認、力の支配によって被害者に対して暴力などの加害を与える人をいう。

6. 倫理的配慮

調査対象者には、調査票に研究課題、研究目的、研究方法、調査内容、所要時間、倫理的配慮、研究代表者名、問い合わせ先、研究参加の任意性を明示して研究協力を依頼した。研究参加の自由意思を保障し、辞退した場合でも不利益を被らないことや同意撤回は、回収箱に入れるまでとし、その後は撤回できないことや返信をもって同意を得る旨を記載した。

また、人権擁護および情報保護を遵守し、収集したデータはコード化し、解析等やデータ・資料は厳重に管理し、機密の保持に努め、回収した調査票は研究代表者の研究室の保管庫に保管した。データ解析に使用するパソコンは、インターネットにオフラインとし、研究終了後のデータは、B大学研究倫理規定に基づき5年間保存した後に廃棄するとした。研究成果の公表は、個人の匿名性を遵守し、調査結果は、研究参加者の知る権利を保障し、誠実に対応し要望があった場合は提供するとした。研究は、B大学研究倫理審査専門委員会の倫理審査の承認(承認番号2019044)を得た。

Ⅲ. 結果

1. 調査対象者の基本的属性

調査対象者は、2年次のB大学看護学部学生175

人、C工業高等専門学校3年次学生280人で、年齢は18歳から20歳であった。

2. DV・デートDVに対する認知

DVに対する認知については、表1に示す通りであった。看護学部学生175人中、DVについて、「知っている」39人(22.3%)、「まあまあ知っている」130人(74.3%)であった。また、デートDVについては、「知っている」28人(16.0%)、「まあまあ知っている」114人(65.1%)であった。DVを知っている人は、デートDVより割合が高いことを示していた。

表1 DV・デートDVに対する認知

項目	DV		デートDV	
	人	%	人	%
知っている	39	22.3	28	16.0
まあまあ知っている	130	74.3	114	65.1
知らない	6	3.4	33	18.9

n=175

3. DV・デートDVの情報入手先

DV・デートDVについて何で知ったかについては、表2に示す通りであった。学校・講義118人(65.2%)が最も多く、インターネット36人(19.9%)、友達8人(4.4%)であった。ゲームを用いた人は全くいなかった(重複回答)。

表2 DV・デートDVの情報の入手先

項目	重複回答(181)	
	人	%
学校・講義	118	65.2
インターネット	36	19.9
友達	8	4.4
家族	2	1.1
ゲーム	0	0
その他	17	9.4

n=175

4. DV・デートDVの暴力についての認識

DV・デートDVの暴力の認識については、表3に示す通りであった。「力と支配」129人(15.1%)が最も多く、「心理的な虐待」117人(13.7%)、「暴力容認」112人(13.1%)、「強い束縛」97人(11.4%)、「性的暴力」97人(11.4%)であった(重複回答)。

表3 DV・デートDVの暴力の認識

項目	重複回答(854)	
	人	%
力と支配	129	15.1
心理的虐待	117	13.7
暴力容認	112	13.1
威圧と脅迫	104	12.2
強い束縛	97	11.4
性的暴力	97	11.4
執着・つきまとい	71	8.3
男性優位	68	7.9
女性への差別意識	45	5.3
家事役割分担意識	14	1.6

n = 175

5. DV・デートDVの暴力をしないことについての認識

DV・デートDVの暴力をしないことの認識については、表4に示す通りであった。「尊重・共感」118人(19.8%)で最も多く、「対等・平等」115人(19.3%)、「考えを押し付けけない」109人(18.3%)、「価値観を認める」106人(17.8%)であった。「自分らしさ」や、「自己決定」については低値を示した(重複回答)。

表4 DV・デートDVの暴力をしないことについての認識

項目	重複回答(596)	
	人	%
尊重・共感	118	19.8
対等・平等	115	19.3
考えを押し付けけない	109	18.3
価値観の違いを認める	106	17.8
お互いの違いを認める	99	16.6
自分らしさ	25	4.2
自己決定	24	4.0

n = 175

6. 身近でDV・デートDVを見たり聞いたりしたこと

身近でDV・デートDVを見たり聞いたりしたこと

については、表5に示す通りであった。看護学生の内、身近でDV・デートDVを見たり聞いたりしたことが「ある」33人(18.9%)であった。また、工業高等専門学校生で身近でDV・デートDVを見たり聞いたりしたことが「ある」19人(6.8%)であった。

表5 身近でDVを見たり聞いたりしたこと

項目	看護学生(n=175)		工業高等専門学校生(n=280)	
	人	%	人	%
ある	33	18.9	19	6.8
ない	142	81.1	261	93.2

7. 交際相手にした暴力、交際相手から受けた暴力について

交際相手にした暴力、交際相手から受けた暴力については、表6、表7に示す通りであった。交際相手に暴力をしたことが「ある」34人(7.5%)、交際相手から暴力を受けたことがある37人(8.1%)であった。暴力をした具体的な内容については、「馬鹿にしたり傷つくことを言う」22人(28.6%)、「他の友人との付き合いを止める」22人(28.6%)、「叩く、蹴る、物を投げる」16人(20.8%)であった。相手から受けた暴力の具体的な内容については、「馬鹿にしたり傷つくことを言う」21人(23.6%)、「他の友人との付き合いを止める」22人(28.6%)、「相手のメールチェックする」19人(21.4%)であった。さらに、「性的な無理強いをする」10人(11.2%)がみられた(重複回答)。

表6 交際相手への暴力または交際相手からの暴力

項目	ある(人, %)		ない(人, %)	
	人	%	人	%
交際相手に暴力をした	34	7.5	421	92.5
交際相手から暴力を受けた	37	8.1	418	91.9

n = 455

表7 交際相手にした暴力、交際相手から受けた暴力について

項目	重複回答(77)		重複回答(89)	
	相手にした暴力(n=34)		相手から受けた暴力(n=37)	
	人	%	人	%
馬鹿にしたり傷つくことを言う	22	28.6	22	24.7
他の友人との付き合いを止める	22	28.6	21	23.6
叩く、蹴る、物を投げる	16	20.8	12	13.5
相手のメールをチェックする	10	13.0	19	21.4
性的な無理強いをする	3	3.9	10	11.2
その他	4	5.1	5	5.6

IV. 考察および今後の課題

1. DV・デート DV の認知

本調査では、DV について「知っている」、22.3%、「まあまあ知っている」74.3%であった。デート DV は、「知っている」16%、「まあまあ知っている」65.1%であった。塩田らは¹²⁾、デート DV について、言葉を「知っている」は16.5%で、「内容を知っている、良く知っている」は73.5%で両者を合わせると90.0%の認知であった。本調査における青年期学生のデート DV の認知度は、81.1%であり、塩田らの¹²⁾、調査よりは低い。しかし、DV の認知度は、96.6%と高く、社会的な背景も影響していると考えられる。

こうした、情報の入手先の多くは学校・講義などで65.2%となっており、青年期学生の興味や関心は高くないことを示している。さらに、インターネットからの情報入手についても2割程度であり、関心の薄さを示している。赤澤は¹³⁾、交際相手との親密な二者関係のダークサイドにおける暴力の問題を指摘しているが、本調査対象者が男女間に生じる暴力の問題を経験するに至っていないこともあると推測される。しかし、DV・デート DV の防止のためには、社会生活におけるジェンダーバイアスに気づき、自己決定を尊重し合う関係が第一歩であると考えられる。

2. DV・デート DV における暴力の認識および暴力をしないことの認識

DV における暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など様々あるが、本調査では、「力と支配」が暴力であると認識しているものが最も多かった。力や権力を持つものが弱者に対して支配することを理解していると思われる。続いて精神的な暴力である、「心理的な虐待」や「暴力容認」の認識があった。赤澤らは¹³⁾、精神的暴力は、2人の関係性において自尊心を低下させる暴力であり、被害者自身の心に直接的にアプローチし自己意識を変容させると述べており、被害者のダメージははかり知れないものがあると考ええる。また、テレビやドラマ、ゲームなど社会全体にみられる暴力容認意識

が、DV につながることを認識している様子がうかがえる。さらに、恋愛感情を歪んだ愛として、誤って認識している「強い束縛」や個人の自己決定に反する「性的暴力」についても DV であると認識しており今後の自律した行動に期待できると考える。

一方、暴力をしないことはどういうことかについては、「尊重・共感」、「対等・平等」、「考えを押し付けけない」が、いずれも18~20%程度みられた。暴力のない関係性においては、自分らしさが発揮でき、穏やかな日常生活が送られるのみならず、個人が社会で能力を発揮でき豊かな人生となることは言うまでもない。

3. 交際相手の暴力、加害者と被害者

身近で DV を見たことが「ある」は、看護学生の18.9%、工業高等専門学校生6.8%であった。家族との同居の有無、寮・下宿生活などの居住環境など個々の背景との関連についての調査は、今回の調査の範囲外であったが、身近な家族や友達関係の中で見聞することや相談にのるなど、DV・デート DV に巻き込まれてしまうことも少なくないと考ええる。子ども時代に家族の DV を見聞することは面前 DV として虐待とも言われるものである。Lundy Bancroft は⁷⁾、DV にさらされた子どもの身体的・精神的虐待の危険性を示唆している。

交際相手との暴力については、相手に暴力を行ったことがある7.5%であった。暴力の中でも「馬鹿にしたり傷つけることを言う」などの怖がらせや「相手のメールをチェックする」などの監視は精神的暴力であり、「他の友人との付き合いを止める」などは力と支配による人権侵害の加害者である。DV の経験があったと言えるものである。対等で平等な関係性は、暴力から生まれるものではないことをきちんと理解する必要があると考える。山口は¹⁸⁾、DV 加害者向けの再教育プログラムを実施し、DV 対策で最優先されることは被害者支援であるが、DV 加害者が更生し変わらない限り次の被害者が生まれる危険性があると述べている。DV・デート DV の正しい認識を持つことが重要であり、今回の調査において学校や講義で知識を得ていることを考えると、

青年期学生に対する新たなカリキュラムや演習などの教育の充実が求められていることを痛感する。

交際相手からの暴力については、暴力の被害を「受けたことがある」は、8.1%であった。赤澤ら¹⁵⁾の10.1%よりは少数であるが、被害経験の方が多いことを示した。DVの被害を公表することは、困難である。被害者は、DV・デートDVを受けたことによる苦悩や苦しみを抱え込みトラウマとなって、人生に多くの影響を及ぼすことは否定できない。DV・デートDVについて適切な知識や非暴力の関係性を学ぶことは、青年期学生が自分自身を守り、被害を回避し悲しみや傷つく経験を減少していくことにつながると考える。

4. 今後の課題

暴力の加害者と被害者が同一の人物であるか否かについては、この度の調査では明らかにできなかった。加害と被害についての関連を調査することは今後の課題となった。さらに、DV・デートDVは、子どもの虐待にもつながり社会問題となっている。調査対象者の母集団を増やした調査や属性との関連などDV発生の要因を調査することやDVが子どもの虐待にどのように関与するかについても今後の課題であり、データ収集を続け被害者支援に役立てたいと考える。

V. 結論

- ① DV・デートDVの認知は、DV 96.6%、デートDV 81.1%で、主に学校や講義から情報を得ている。
- ② DV・デートDVの暴力の認識は、「力と支配」、「心理的虐待」などの精神的暴力であり、暴力をしないことの認識は、「尊重・共感」、「対等・平等」などで、交際相手との健全な関係を築くことである。
- ③ 「交際相手に暴力をしたことがある」は7.5%、「交際相手から暴力を受けたことがある」は8.1%で、内容は「馬鹿にしたり傷つくことを言う」、「他の友人との付き合いを止める」など

の暴力で、両者とも同様の精神的暴力である。

利益相反

著者らは本論文の研究内容について他者との利害関係を有しない。

- 1) 四国大学看護学部看護学科
- 2) 阿南工業高等専門学校

文献

- 1) 内閣府 男女共同参画局, 男女共同参画とは：http://www.gender.go.jp/about_danjo/index.html, 令和2年3月30日.
- 2) 内閣府 男女共同参画局, 配偶者からの暴力被害者支援情報：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html, 令和2年3月30日.
- 3) 高崎市 男女共同参画に関する法律概要：<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011601673/index.html#stalker>, 令和2年3月30日.
- 4) 伊田広行：デートDVと恋愛, 大月書店(2010).
- 5) 内閣府 男女共同参画局, 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/no_violence/dvhou.html, 令和2年4月13日.
- 6) 内閣府 男女共同参画局, ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/06.html, 令和2年4月13日.
- 7) Lundy Bancroft, 高橋睦子, 中島幸子, 山口のり子：DV・虐待加害者の実体を知る, 明石書店(2010).
- 8) Nora Kohri, 羽田ゆみ子：DV・モラハラ・熟年離婚・自立に向けてのガイドブック 愛は傷つけない, 梨の木舎(2013).
- 9) Lundy Bancroft, Jay G Silverman, 幾島幸子訳：DVにさらされる子どもたち, 金剛出版(2004).
- 10) 増井香名子：DV被害者は、いかにして暴力関係からの「脱却」を決意するのか：「決定的底打ち実感」に至るプロセスと「生き続けている自己」, 社会福祉学, 52(2), pp.94-106(2011).

- 11) 泉川孝子：DV 被害者支援における看護職の課題についての検討，保健医療社会学論集，27 (1)，pp. 105-115 (2016).
- 12) 塩田萌，小寺葉見子，大田有貴子，中塚幹也：大学生のデート DV に関する認識，岡山県母性衛生 27-28 (2010).
- 13) 赤澤淳子：親密な二者関係のダークサイドとしてのデート DV，発達心理学研究，25 (4)，pp. 288-289 (2015).
- 14) 藤田絵理子，米澤好史：デート DV に影響を及ぼす諸要因の分析と DV 被害者認識の明確化による支援の試み，和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 19，pp. 9-18 (2009).
- 15) 赤澤淳子，竹内友里：デート DV における暴力の構造について - 頻度とダメージの観点から -，福山大学人間文化学部紀要15，pp. 51-72 (2015).
- 16) 上野淳子，松並知子，青野篤子，赤澤淳子，井ノ崎敦子：大学生の性に対する態度がデート DV に及ぼす影響，四天王寺大学紀要53，pp. 111-122 (2012).
- 17) 林美枝子，小山満子，松本真由美，滋野和恵：性暴力被害者支援に関する看護師の認識 - 北海道の実習指導者養成講座に参加した看護師への調査から，日本フォレンジック看護学会誌，1 (2)，pp. 68-77 (2015).
- 18) 山口のり子：DV 加害者，放置したままでいいですか？ ~今こそ加害者対策を~：<http://www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20190617.html>，令和2年3月30日.

抄 録

目的：本研究は、青年期学生のドメスティック・バイオレンス（DV）・デート DV に対する認識を明らかにすることを目的とした。

方法：調査は、自記式無記名質問紙調査法とし、青年期学生455人を対象とした。

結果：DV・デート DV に対する認知について、看護学生175人中、DV を「知っている」169人（96.6%）、デート DV を「知っている」142人（81.1%）であった。情報の入手は、学校・講義118人（65.2%）が最も多く、インターネット36人（19.9%）であった（重複回答）。暴力の認識については、「力と支配」129人（15.1%）、「心理的な虐待」117人（13.7%）であった。暴力をしないことの認識については、「尊重・共感」118人（19.8%）で最も多く、「対等・平等」115人（19.3%）（重複回答）。身近で DV・デート DV を見たり聞いたりしたことについては、看護学生175人中「ある」33人（18.9%）で、工業高等専門学校生19人（6.8%）であった。交際相手に暴力をした人は、34人（7.5%）、暴力を受けた人は37人（5.1%）であった。交際相手にした暴力および交際相手から受けた暴力の上位は同様で、「馬鹿にしたり傷つくことを言う」、「他の友人との付き合いを止める」であった（重複回答）。

キーワード ドメスティック・バイオレンス（DV）、デート DV、DV 加害者、青年期学生